回　覧

税務住民課からのお知らせ

現在、税務住民課においては、確定申告相談会場を開設し、３月１５日（火）までの期間、申告所得税（及び復興特別所得税）及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告相談に応じています。

国税庁においては、新型コロナウイルスの感染者や自宅待機者が申告期限までに申告できないことを想定し、４月１５日（金）まで申告期限を延長しております。３月１６日以降に申告される方はインターネットにより申告するエルタックス（国税電子申告・納税システム）をご利用になるか、または作成した申告書を函館税務署へ郵送してください。

申告書の作成については、下記へご相談ください。

役場の確定申告相談会場は、３月１５日（火）まで開設しておりますのでどうぞご利用ください。地区割の日程表は広報いまかね新年号に掲載しておりますのでご覧ください。

◆◇◆役場 税務住民課 課税収納グループ　☎８２－０１１１◆◇◆